

さいたま市徘徊見守りSOSネットワーク

～さいたま市では、徘徊発生時に早期発見を目指すネットワークを構築しています～
徘徊のおそれのある方の事前登録をお勧めします

事業概要

さいたま市徘徊見守りSOSネットワークは、徘徊のために行方が分からなくなった高齢者等を、さいたま市及びネットワークに登録した介護保険事業者等が行方不明者の情報を共有し、日常業務の範囲内で発見に協力することで、できるだけ早く保護するためのネットワークシステムです。

対象となる方

認知症等のために徘徊をする、又は徘徊をするおそれのある高齢者等

事前登録制度

ご家族等からの申請により、氏名・年齢・住所・身体的特徴・写真等のご本人情報を事前に登録し、徘徊による行方不明発生時の迅速な情報伝達に備え、早期発見に役立てます。

事前登録は「さいたま市徘徊見守りSOSネットワーク事前登録申請書」（様式第1号）にてお願いします。

※申請はご本人の居住地の各区高齢介護課へ（連絡先は次ページ）

写真を添えて事前登録を申請しましょう！



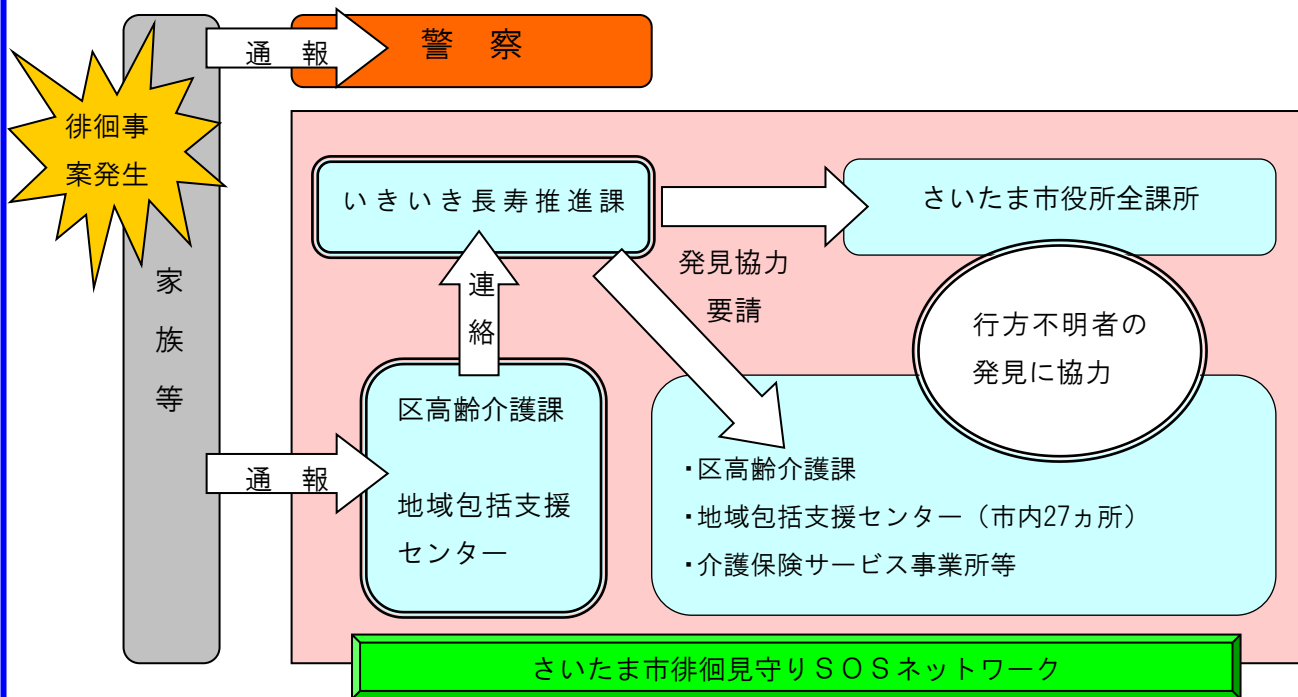
徘徊による行方不明が発生したら

行方不明が発生したら、ご家族等は、警察への通報とともに、**お近くの区役所高齢介護課または地域包括支援センター**までご連絡ください。

市いきいき長寿推進課は行方不明時の服装等の情報、登録済みの本人の特徴及び写真をネットワーク協力機関へ送付し、発見協力要請をします。

ネットワーク協力機関は、日常業務の範囲内で行方不明者の発見に協力します。

※ 事前登録されていない方が徘徊で行方不明になった場合も対応します。徘徊発生時の服装等の情報や本人の写真を添えて、各区高齢介護課または地域包括支援センターにご連絡ください。



※ 通報を受けた日の翌日を経過しても徘徊高齢者が発見されない場合、市いきいき長寿推進課は、近隣自治体に対しても個人情報を提供し、支援要請を行います。

※個人情報の取り扱いについて

- ・事前登録していただいた情報、徘徊発生時にご提供いただいた情報は、ネットワーク協力機関で共有します。いずれも徘徊高齢者の生命の安全を確保する観点から情報を扱うものであり、SOSネットワーク以外の目的で使用することはありませんので、あらかじめご了承ください。

※事前登録・徘徊発生時の連絡先 (各区高齢介護課)

西 区	TEL 620-2667	Fax 620-2762	北 区	TEL 669-6067	Fax 669-6167
大宮区	TEL 646-3067	Fax 646-3165	見沼区	TEL 681-6067	Fax 681-6160
中央区	TEL 840-6067	Fax 840-6167	桜 区	TEL 856-6177	Fax 856-6271
浦和区	TEL 829-6152	Fax 829-6238	南 区	TEL 844-7177	Fax 844-7277
緑 区	TEL 712-1177	Fax 712-1270	岩槻区	TEL 790-0168	Fax 790-0267

(注) 徘徊発生時のご連絡は地域包括支援センターでも受け付けます。